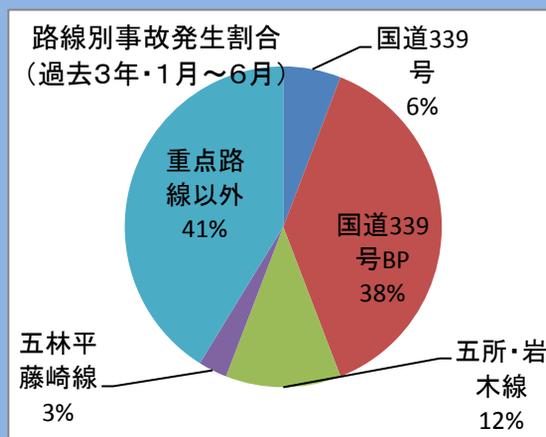
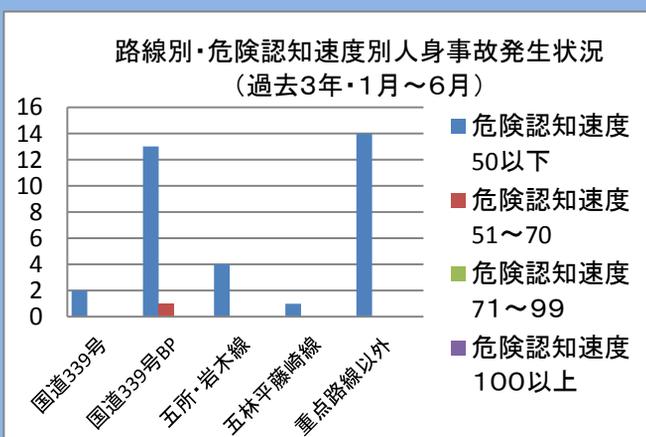


速度取締り指針

板柳警察署の速度取締り重点

重点路線	区域	規制速度
国道339号	鶴田町境界及び藤崎町境界付近	40・50km/h
国道339号BP	鶴田町境界及び藤崎町境界付近	60km/h
主要地方道五所川原岩木線	板柳町高増・三千石地区	50・60km/h
県道五林平藤崎線	鶴田町境界及び藤崎町境界付近	60km/h

板柳警察署管内における交通事故実態(過去3年・1月～6月分)



▼ 重点路線の設定理由

1. 国道339号線(旧道)
国道沿いに民家が多く、歩道が設置されていないため、交通事故の危険性が高くなっている。
2. 国道339号バイパス
過去3年(1月～6月)の管内における人身事故の発生件数の約38%を占めている。
通過車両が多く、板柳北小学校及び板柳南小学校の通学路となっています。
3. 主要地方道五所川原岩木線
過去3年(1月～6月)の管内における人身事故の発生件数の約12%を占め、自転車通学の中・高校生が多い通学路となっています。
4. 県道五林平藤崎線
通過車両が多く、直線道路で速度を出しやすく、平成24年に死亡事故が発生している路線です。

- 昨年の交通事故発生件数の約75%が重点路線で発生している。
- 昨年の重点路線での交通事故発生件数のうち、約70%が国道339号バイパスで発生している。

その他の交通指導取締り要点

事故多発路線の国道339号バイパスを中心に横断歩行者妨害違反などを中心とした指導取締りを強化します。

また、歩行者の優先対策を強化し、町内において信号機のない横断歩道での指導取締りを強化します。
シートベルト及びチャイルドシートの取締りを実施し、重傷事故防止を図ります。